

藤枝市物品調達に係る制限付き一般競争入札実施要領

制 定 令和8年7月23日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市が発注する物品の製造の請負及び物品の買入れ又は売払い（以下「物品調達」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は同条第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 藤枝市物品の製造等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）による入札参加停止の期間中でない者であること。

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、入札案件の内容その他必要に応じ、制限付き一般競争入札の参加に必要な資格として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本店、支店又は営業所の所在地の要件
- (2) 法令に基づく許可、登録その他必要な資格
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

(入札参加資格設定案の作成)

第3条 物品調達を行う担当課長（以下「担当課長」という。）は、制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、次の各号に掲げる案件に応じ、当該各号に定める方法により制限付き一般競争入札の参加に必要な資格の設定案を作成するものとする。

- (1) 設計金額が2,000万円以上の案件 入札参加資格設定調書（第1号様式その1）により部局長の決裁を受けた後、契約検査課長を経由して物品調達業者指名等審査委員会の審議を経た上で作成する。
- (2) 設計金額が2,000万円未満の案件 入札参加資格設定調書（第1号様式その2）により担当課長が作成する。

(公告)

第4条 契約検査課長は、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）の規定に

基づき、別添 1 の入札公告例に準じて公告するものとする。

- 2 契約検査課長は、必要に応じて、入札公告に定めるもののほか、別添 2 の入札説明書例に準じて、対象とする入札執行に関する詳細な事項の説明書を作成し、公告で定める方法により閲覧に供し、又は交付するものとする。

（入札参加資格の確認申請）

第 5 条 契約検査課長は、公告に定める期間内に、入札参加希望者から入札参加資格確認申請書（第 2 号様式）及び公告で定める書類（以下「提出書類」という。）を公告で定める方法により提出させるものとする。この場合において、提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（入札参加資格の確認）

第 6 条 契約検査課長は、提出書類により入札参加資格の有無を確認し、確認結果を公告に定める期日までに入札参加資格確認通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

- 2 契約検査課長は、入札参加資格がないと認めた者から説明を求められた場合は、その理由を公告に定める期日までに書面により回答するものとする。

（仕様書等の閲覧）

第 7 条 契約検査課長は、仕様書、契約書案、契約約款、入札心得その他必要書類（以下「仕様書等」という。）を公告で定める方法により閲覧に供し、又は交付するものとする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第 8 条 仕様書等に関する質問は、公告で定める期間内に限り、契約検査課長が受け付けるものとする。

- 2 契約検査課長は、質問を受け付けたときは、質問に対する回答を担当課長に作成させ、公告で定める方法により公表するものとする。

（入札保証金）

第 9 条 入札保証金は、免除するものとする。

（入札の執行）

第 10 条 契約検査課長は、入札の執行に先立ち、第 6 条に規定する入札参加資格確認通知書により入札に参加しようとする者が入札参加資格を有する者であることを確認するものとする。

（入札の延期）

第 11 条 契約検査課長は、仕様書等の訂正その他必要があると認める場合は、入

札を延期することができる。

(入札の中止)

第 12 条 契約検査課長は、談合情報その他やむを得ない理由があると認める場合は、入札を中止することができる。

(入札の無効)

第 13 条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 虚偽の申請により行われた入札
- (3) 入札参加資格の確認後、入札時まで資格を失った者のした入札
- (4) 入札心得その他入札条件に違反した入札

(入札結果の公表)

第 14 条 契約検査課長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに入札結果を公表するものとする。

2 入札結果の公表は、入札結果表（第 4 号様式）を作成し、閲覧その他適当な方法により行うものとする。

(売払いに係る事務の取扱い)

第 15 条 物品の売払いに係る制限付き一般競争入札の公告から入札の執行までの事務は、担当課長が行うものとする。

2 前項の場合において、第 4 条から第 14 条まで（第 9 条及び第 13 条を除く。）の規定中「契約検査課長」とあるのは「担当課長」と読み替えるものとする。ただし、第 8 条第 2 項中「質問に対する回答を担当課長に作成させ」とあるのは「質問に対する回答を作成し」と読み替えるものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。